

女性活躍推進法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

令和7年4月30日

広島県後期高齢者医療広域連合

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）
第21条の規定に基づき、女性の職業選択に資する情報の公表について、次のとおり公表する。

《職業生活における機会の提供に関する実績》

1 職員に占める女性職員の割合（各年度4月1日現在）

（1）令和5年度

種 別	職員数	うち女性職員数	女性職員の割合
派遣（県・市町）	38人	23人	60.5%
研修（国保連合会）	1人	0人	0.0%
派遣労働者	2人	2人	100.0%
総数	41人	25人	61.0%

（2）令和6年度

種 別	職員数	うち女性職員数	女性職員の割合
派遣（県・市町）	38人	24人	63.2%
研修（国保連合会）	1人	0人	0.0%
派遣労働者	3人	3人	100.0%
総数	42人	27人	64.3%

（3）令和7年度

種 別	職員数	うち女性職員数	女性職員の割合
派遣（県・市町）	38人	20人	52.6%
研修（国保連合会）	1人	0人	0.0%
派遣労働者	3人	3人	100.0%
総数	42人	23人	54.8%

2 管理的地位にある女性職員の割合（各年度4月1日現在）

対象年度	職員数	うち女性職員数	女性職員の割合
令和5年度	4人	2人	50.0%
令和6年度	4人	2人	50.0%
令和7年度	4人	2人	50.0%

≪職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績≫

3 超過勤務の状況（各年度3月31日現在）

対象年度	超過勤務時間数	対象人数	一人当たり一月当たりの平均時間数
令和5年度	1,937時間	34人	4時間44分
令和6年度	3,414時間	34人	8時間22分

4 年次有給休暇の平均取得日数（各年度3月31日現在）

対象年度	平均取得日数	取得率
令和5年度	19.1日	84.4%
令和6年度	17.0日	79.7%

※取得率＝取得日数/20日（条例で定める年次有給休暇取得可能日数）